

2001年JMRC中部ジムカーナカレンダー

月	日	全日本選手権	JMRC選手権	東海シリーズ	北陸シリーズ	その他
1月	7					
	14					
	21			第1戦キョウセイ E		
	28			SOMOS		
2月	4					NRC 鈴鹿南<F>
	11			第2戦瑞浪 E		
	18			C C S T		
	25					キョウセイシリーズ
3月	4					
	11			第3戦キョウセイ E		エルシュポルト
	18	第1戦浅間台		LOSEDOGS		
	25	24・25SILHOUTTE	第1戦鈴鹿南 D			キョウセイシリーズ , PALM TOWN半田<F>
4月	1		A R C	第4戦キョウセイ E		
	8	第2戦名阪		LUCK SPORT		TSR . Cが イランド <F>
	15	14・15TWO&FOUR . S			第1戦イックスプロザ <E, F>	
	22				BIG VAN	キョウセイシリーズ
	29					
5月	6	第3戦砂川	第2戦大日跡 - ツ D			エルシュポルト
	13	A G . M S C	R - 8石川	第5戦キョウセイ E	第2戦大日跡 - ツ<E, F>	TSR . Cが イランド <F>
	20	第4戦TAMADA		M A S C	I R C	
	27	26・27 HINODE . C	第3戦イックスプロザ D			キョウセイシリーズ
6月	3	第5戦SUGO	A N D			
	10	奥州VICIC		第6戦キョウセイ E	第3戦/第4戦おわらの里<E, F>	エルシュポルト , SHERATON福田<E, F> . TSR . Cが イランド <F>
	17	第6戦伊那Aパレット		PALM TOWN	SPP/TOMBO	
	24	23・24 P M C ・ S				キョウセイシリーズ
7月	1		第4戦イックスプロザ D			
	8		BIG VAN	第7戦鈴鹿南 E		TSR . Cが イランド <F> , PALM TOWN半田<F>
	15	第7戦三井・三池		A R C	第5戦イックスプロザ <E, F>	
	22	21・22 KUROJYOKA			A B C	キョウセイシリーズ
	29		第5戦キョウセイ D			
8月	5		SHERATON	第8戦鈴鹿南 D	第6戦雁が原<E, F>	
	12			N R C	U R A R A	TSR . Cが イランド <F>
	19	第8戦関越				18・19SOMOSキョウセイイイト
	26	25・26 J R S C C	第6戦キョウセイ D			キョウセイシリーズ
9月	2	第9戦鈴鹿南	S O M O S		第7戦おわらの里<E, F>	PALM TOWN半田<F>
	9	8・9 O S C C		第9戦キョウセイ F	S P P	TSR . Cが イランド <F>
	16	第10戦イックスプロザ		Z E S T		SHERATON福田<E, F>
	23	22・23 A N D			第8戦雁が原<E, F>	キョウセイシリーズ
	30		第7戦キョウセイ D		R . T . W	エルシュポルト
10月	7		LUCK SPORT		第9戦イックスプロザ <E, F>	
	14				C A T	SOMOSキョウセイ<F> . TSR . Cが イランド <F>
	21					
	28					キョウセイシリーズ
11月	4		中部オールスタージムカーナ (SOMOS;キョウセイ)			
	11	JAF CAP 浅間台				エルシュポルト , PALM TOWN半田<F>
	18	17・18 J R S C C				
	25					キョウセイシリーズ
12月	2					AASC鈴鹿南<E>
	9					エルシュポルト
	16					
	23					
	30					

10戦

7戦

9戦

9戦

D 準国内

E 地方

F クロスド

キョウセイシリーズ (SOMOS)、エルシュポルトシリーズ (LUCK SPORT)は、全戦クロスド 格式

2001年JMRC中部ジムカーナ選手権規定

第1章 総則

JAF中部地域クラブ協議会(以下「JMRC中部」という)は2001年JMRC中部ジムカーナ競技会において優秀な成績を納めた者の名誉を称えるため、JMRC中部ジムカーナ選手権規定を制定する。

第1条 種別および区分

1. JMRC中部ジムカーナ選手権(JAF中部ジムカーナ選手権とWタイトルとする)
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ
 - 2) JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ

第2条 格式

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) 準国内格式とし中部地区の上級者を対象とした選手権とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) クローズド格式、地方格式または準国内格式とし、初中級者を対象とした選手権とする。クローズド格式の場合はJMRC中部の指導に従った開催内容とすること。

第3条 開催数

最大開催数を10開催とする。

第4条 組織

JMRC中部登録の公認クラブ、加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第5条 開催資格

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
主催クラブは開催経験を充分つんでいること。(過去に地方格式以上を3回以上)
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
主催クラブは開催経験を充分つんでいること。

第6条 登録申請

JMRC中部の定めた所定の方法で申請すること。

第7条 開催日程

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
2001年1月1日～10月7日
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
2001年1月1日～10月末日までの日曜日とする。

P2 ジムカーナカレンダー.xls

第8条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 クラス区分

1. J M R C 中部ジムカーナ選手権
 - 1) J M R C 中部タイトル認定クラス
A , A , A , A , C , C , D , L を設ける。
2. J M R C 中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) J M R C 中部タイトル認定クラス
A , A , A , A , C , C , D , L , S , S , S を設ける。
但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。
 - 2) J M R C 中部タイトル認定外クラス
その他に併設クラスとして、J A F 規定内で自由にクラスを設ける事が出来る。但し、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。

第10条 参加車両

1. J M R C 中部ジムカーナ選手権
2001年J A F 地方ジムカーナ選手権規定およびJ M R C 中部の指導に従った車両とする。
2. J M R C 中部ジムカーナミドル選手権
2001年国内車両規則およびJ M R C 中部の指導に従った車両とする。

第11条 参加資格

1. J M R C 中部ジムカーナ選手権
 - 1) 当該年度有効なJ A F 競技運転者許可証所持者とする。
 - 2) 競技に有効な傷害保険または共済会に加入していること。
(死亡時1000万円以上)
2. J M R C 中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) J M R C 中部タイトル認定クラス
当該年度有効なJ A F 競技運転者許可証所持者とする。
 - 2) J M R C 中部タイトル認定外クラス
運転免許証所持者とする。
 - 3) 競技に有効な傷害保険または共済会に加入していること。
(死亡時500万円以上)

第12条 参加人数

1. J M R C 中部ジムカーナ選手権：120名までとする。
2. J M R C 中部ジムカーナミドル選手権：150名までとする。

第13条 シリーズおよび競技の成立

1. J M R C 中部ジムカーナ選手権
 - 1) 2001年J A F 地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。
2. J M R C 中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) シリーズの成立
各クラスとも3回の開催でシリーズ成立とする。
 - 2) 競技の成立
各クラス3名の参加受付でクラス成立とする。

第14条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無く開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

第15条 規則違反

競技会において規則違反があった場合、当該違反者に対して罰則を適用する場合がある。

第16条 選手権保持者の認定

1. J M R C 中部は各クラス上位6名を選手権保持者として認定する。
但し、参加人数の少ないクラスに関しては認定人数を削減する場合がある。
2. 得点合計の対象
 - 1) J M R C 中部ジムカーナ選手権
2001年J A F 地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。
 - 2) J M R C 中部ジムカーナミドル選手権
開催数 - 1戦を得点合計の対象とする。
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合
2001年J A F 地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。

第17条 得点基準

1. J M R C 中部ジムカーナ選手権
2001年J A F 地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。
2. J M R C 中部ジムカーナミドル選手権
2001年J A F 地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。

第18条 賞の授与

J M R C 中部は選手権保持者として認定された者に対し賞典を与える。
但し、最終戦参加申込時までにJ M R C 中部所属のクラブ・団体に所属されていること。

第19条 参加申込に関する規定

1. 受付期間

1) 開催日の1ヶ月前から10日前までとする。

例： 開催日 2001年4月29日
 受付開始日 2001年3月29日
 受付締切日 2001年4月19日

2. 受理基準

1) JMRC中部ジムカーナ選手権

参加申込締切後、過去の実績に基づく選考を行い上級者より受理する。

2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権

先着順に受理する。(ポイント獲得者の優遇は行わない。)

JMRC中部シードドライバーおよび全日本シードドライバーは、参加することが出来ない。

第20条 参加料

各シリーズとも統一参加料が望ましい。

第21条 保険

オーガナイザーは、JAF規定に基づく傷害保険(共済制度を含む)を付保すること。

第22条 シリーズ表彰

1. JMRC中部ジムカーナ選手権

1) JMRC中部の企画により各クラスの対象者を表彰する。

2) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合、表彰および賞典を受け取る事が出来ない。

3) 協力金の徴収額および用途についてはジムカーナ部会で決定する。

2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

1) シリーズの主催者が企画し、表彰対象者を表彰する。

2) 各クラスの1位の者は、JMRC中部より表彰される。

3) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合、表彰および賞典を受け取る事が出来ない。

4) 表彰式協力金の徴収額および用途についてはシリーズの主催者が決定する。

第23条 付則

1. 各シリーズの成績優秀者は、中部オールスタージムカーナに出場する権利を有する。

2. JMRC中部ジムカーナ選手権の成績優秀者を部会で審議し、翌年のJMRC中部シードドライバーとして認定する。

3. 本規定に疑義が生じた場合は、JMRC中部ジムカーナ部会で審議した結果を最終とする。

4. 本選手権規定は2001年度1月1日から施行する。

以上

<参考資料>

2001年JMRC中部シリーズ日程

	JMRC 中部選手権 (チャンピオン戦)	東海シリーズ (ミドル戦)	北陸シリーズ (ミドル戦)
第1戦	4/ 1 ARC	1/28 SOMOS	4/15 BIG VAN
第2戦	5/13 R-8 石川	2/18 CCST	5/20 IRC
第3戦	6/ 3 AND	3/18 LOSEDOGS	6/17AM SPP
第4戦	7/ 8 BIG VAN	4/ 8 LUCK SPORT	6/17PM TOMBO
第5戦	8/ 5 SHERATON	5/20 MASC	7/22 ABC
第6戦	9/ 2 SOMOS	6/17 PALM TOWN	8/26 URARA
第7戦	10/ 7 LUCK SPORT	7/15 ARC	9/ 9 SPP
第8戦		8/12 NRC	9/30 R.T.W
第9戦		9/16 ZEST	10/14 CAT

JMRC中部選手権とJAF中部選手権はWタイトル

2001年JMRC中部選手権クラス区分

・JMRC中部ジムカーナ選手権

A , A , A , A , C , C , D , L

・JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ

A , A , A , A , C・D , L , S , S , S

・JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ

A , A , A , A , C・D , L , F (Fクラスはタイトル認定外)

2001年JMRC中部シードドライバー名簿

向井 直美	梶浦 善孝	森 映	須賀 正明	佐野 光之
岡田 祐介	安井 一広	後藤 忠臣	成瀬 公彦	鱧部 光二
深谷 宏幸	加藤 秀彰	森嶋 昭時	大石 博之	林 智博
東 真也	中農 久弥	黒崎 友則	桃井 守	関 和基
松尾 勝規	鈴木祐美子	蒲生 貴文	川村 徹	五十嵐豊光

以上 25名

2001年JMRC中部シリーズ事務局

JMRC中部選手権事務局クラブ(SHERATON)

〒514-0035 三重県津市西丸之内26-9

豊田 昌孝 TEL 059-228-9277 FAX 059-246-8893

東海シリーズ事務局クラブ(PALM TOWN)

〒444-0516 愛知県幡豆郡吉良町吉田船戸66

杉本 大生 TEL 0566-85-3539 FAX 0566-85-3539

北陸シリーズ事務局クラブ(CAT)

〒939-1432 富山県砺波市徳万181-1

島 宏幸 TEL 0763-37-0037 FAX 0763-37-0037

JMRC中部ジムカーナ専門部会

2001年 J M R C 中部ジムカーナS規定

1. 基本的な考え方

ドライビングして楽しい、最低限度の改造をした、ローコストな車両規定を設定することにより、ジムカーナ愛好家の定着人口の拡大を計る。

2. 競技に出場する際のクラス区分

- : S 規定に従った 1 6 0 0 cc までの 2 輪駆動および 4 輪駆動車
- : S 規定に従った 1 6 0 0 cc を越える 2 輪駆動車
- : S 規定に従った 1 6 0 0 cc を越える 4 輪駆動車

3. 車両の定義

運輸省令道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、量産車の諸元が変更されていないもの。(下記規定に基づく改造はこの限りではない)また、下記に記載されていない事項については一切の変更および改造は許されない。

4. 改造限度

- ショックアブソーバー、スプリング、スタビライザー
数、取り付け位置、作動原理を変更しなければ変更は許される。
最低地上高(90mm)を遵守すること。
ピロアッパーマウントの使用は許されない。
- ストラットタワーバー
取り付け、取り外し、変更は許される
- サスペンションブッシュおよびマウント類
同じ材質のものへの変更は許される
- ブレーキパッド
ブレーキパッド、ブレーキシューの変更は許される
- タイヤ&ホイール
スピードA車両規定の範囲まで許されるが、使用するタイヤの扁平率は50までとする。
ただし、当該車種の純正カタログに標記されているタイヤサイズと同一サイズであれば、扁平率50以外も使用が許可される。
- L S D
変更は許される。ただし、ケースの変更は許されない。
- クラッチディスク&カバー
変更は許される。
- シート&シートレール
ドライバー側のシートとシートレールの変更は許される。
- 安全ベルト
安全ベルトを追加取り付けすることができる。

エアロパーツ

フロントスポイラー、リアスポイラー、サイドスカートの取り付け、取り外し、変更は許される。ただし標準バンパーの取り外しは認められない。

消耗品

オイルエレメント、エアーエレメント、プラグ、プラグコード、サーモスタット、オイル、クーラントの変更は許される。

ガソリン

通常の一般市販ガソリンとする。

バッテリー

変更は許されるが、軽量化は許されない。

当初、取り付けられていた物と同サイズ、同容量とする。

ロールバー

取り付けは許されるが、6点までとし、ピラー止め等は許されない。ただし、最小限の内装の削除は認められる。

エアコン

エアコンの無い車両についてはガソリンを満タン(半分以上)で走行のこと。(走行前の公式車検時)

内装、アンダーコート、アンダーカーペット

取り外し、除去は認められない。すでに無い車両については、スペアタイヤを1本標準位置に搭載すること。

乗車定員の変更

乗車定員の変更は認められない。すでに無い車両については、会場内においてシートの取り付けをし、走行すること。

ステアリング&ステアリングボス

変更は許される。ただし直径350mmまでとする。

ボデー補強

許されない。ただし、最低限度の補修は許される。

その他

フットレスト、ニーレスト、ヒールプレート、ペダルカバー、シフトノブの変更、取り付けは許される。ただし、安全確実に装着すること。

追記：下記の改造は禁止です。

フライホイール、ゴムブッシュのピロ化、ラジエター、オイルクーラー、インタークーラー、オルタネーター、エアクリナー(エレメントは除く)、マフラー、E X マニホールド、ファイナルギア、トランスミッション、制動装置(パットは除く)、ボンネット、トランク、助手席の変更、乗車定員の変更、車体の軽量化

1999年 1月 1日施行

1999年12月 2日改定

J M R C 中部ジムカーナ専門部会